

兵庫県公立大学法人教職員証規程

(趣旨)

第1条 この規程は、兵庫県公立大学法人（以下「法人」という。）が発行する教職員証に関し必要な事項を定めるものとする。

(様式)

第2条 教職員証の様式は別記のとおりとする。

(交付)

第3条 教職員証は、法人の役員及び教職員（以下「教職員等」という。）に対して交付する。

(教職員証の携帯)

第4条 教職員等は、常に教職員証を携帯しなければならない。

(有効期間)

第5条 教職員証の有効期間は、教職員等の身分を有する期間とする。

(再交付)

第6条 教職員等は、次の各号のいずれかに該当するときは、別に定めるところにより、直ちに経営企画部総務人事課長（以下「総務人事課長」という。）に届け出て、再交付の手続きをとらなければならない。

- (1) 盗難、遺失等により喪失したとき。
 - (2) き損等により教職員証が使用に耐えなくなったとき。
 - (3) 教職員証の記載事項に変更があったとき。
- 2 前項の(1)(2)においては、別に定めるところにより、再交付の費用を負担しなければならない。

(失効措置)

第7条 総務人事課長は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに教職員証の失効の措置をとらなければならない。

- (1) 教職員等がその身分を喪失したとき。
- (2) 教職員証の盗難、遺失等があったとき。

(返還)

第8条 教職員等は、その身分を喪失したときは、速やかに教職員証を総務人事課長に返還しなければならない。

(補則)

第9条 この規程に定めるもののほか、教職員証の取扱いに関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則 (平成27年4月1日)

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 (令和3年3月31日)

この規程は、令和3年4月1日から施行する。